

令和 5年 5月18日

介護サービス事業所
管理者 様

大和郡山市福祉部 介護福祉課長
地域包括ケア推進課長

関係者が感染症に罹患した際の事故報告に係る取り扱いの一部変更について

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の事故報告の取り扱いについて、令和2年12月11日付大郡介護第240号にて通知しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけることとされたため、報告基準等については、奈良県介護保険課長と奈良県疾病対策課長の連名による令和5年5月2日付「5月8日以降の高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合等（疑いの場合も含む。）の対応について」のとおり変更しますのでお知らせします。

【参考：奈良県のホームページ】

5月8日以降の高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合等（疑いの場合も含む。）の対応について

<https://www.pref.nara.jp/item/294270.htm#itemid294270>

担当：介護福祉課介護給付係
電話：0743-53-1151 内線 514・515